

**さいたま市立病院中期経営計画策定等業務
要求水準書**

1 業務名称

さいたま市立病院中期経営計画策定等業務（以下「本業務」という。）

2 目的

現行の「第3次さいたま市立病院中期経営計画（令和4（2022）年度～令和9（2027）年度）」（以下「現計画」という。）が計画期間満了を迎えることから、第4次中期経営計画（以下「次期計画」という。）の策定を目的とする。

なお、次期計画は、経営改善を実現するとともに、今後も地域完結型医療の要として地域医療における中核的な役割を果たし、健全な経営基盤の確立につながる実効性の高い内容とすること。

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月24日まで

4 履行場所

さいたま市緑区大字三室 2460 番地 外

5 予算の上限額

49,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 業務内容

（1）現状分析・課題整理

次期計画の策定に際し、必要となる当院の外部環境分析・内部環境分析を行い、市立病院を取り巻く環境及び市立病院の現状と課題を明確にすること。

以下の項目については、病院管理者、診療部門、看護部門、医療技術部門及び事務部門等へのヒアリングを十分に実施した上で、当院の現状と課題を必ず明確にすること。

ア 病床再配分による経営改善効果について

イ アによる地域医療圏への影響について

ウ 経営形態について

エ 職種部門別の実働人数に応じた人員配置と病床利用率について

オ 戦略的な投資について

カ 新たな地域医療構想における当院の位置づけについて

キ 当院の強み及び弱みについて

ク 他の公立病院とのベンチマーク分析について

(2) 経営改善取組の立案及び取組の実行支援

前項の現状分析・課題整理を基に、当院の経営改善に関し、以下の項目について立案、実行支援を行うこと。立案する経営改善取組にあたっては、経営改善取組ごとに、効果額、実施時期、実施主体及び実現可能性を示すこと。また、本契約期間前に立案された経営改善取組についても実行支援を行うこととし、各期日までに成果物を提出すること。

実行支援については、受託者が積極的に各現場に直接関与し、助言・指導だけではなく、各取組が着実に進捗するよう、会議等の公式な場のみならず、関係部署との継続的なコミュニケーションを通じて、主体的に実行支援を行うこと。

また、経営改善取組については、次期計画期間中に実施可能なものを基本とし、継続的な実施及び効果検証が可能な内容とすること。

ア 病床再編に関すること（令和9年6月30日・令和10年3月24日まで）

イ 収入の増加に関すること（令和9年6月30日・令和10年3月24日まで）

ウ 費用の縮減に関すること（令和9年6月30日・令和10年3月24日まで）

エ 集患強化に関すること（令和9年6月30日・令和10年3月24日まで）

オ 経営形態を含めたその他経営改善に関すること（令和9年6月30日・令和10年3月24日まで）

カ 本契約期間前に立案された経営改善取組

キ 収支計画（概算）（令和9年6月30日まで）

(3) 次期計画の策定

令和9年度内に策定予定の次期計画については、現計画、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」及び令和10年度以降を定めた次期ガイドラインに則したものとする。

また、次期計画における収支計画については、前項の経営改善取組を含めつつ、過度に楽観的な見込みによることなく、実績及び将来見通しに基づき作成すること。今後の経営環境については、複数のシナリオを想定し、併せて収支計画を作成すること。また、市民及び議会に対し合理的な説明が可能なものとする。

市立病院の目指すべき方向性の実現に向けた取組（以下「アクションプラン」という。）については、優先順位及び実効性を踏まえて整理し、重点的に推進すべき取組を明確にすること。また、アクションプランの目標については、定量目標を基本とし、可能な限り定性目標に依存しないこと。担当部署と十分にヒアリングを行った上で目標値を決定し、算出方法、進捗管理方法を明確にした上で、担当部署が目標達成に向けて積極的に取組むことができる体制を整えること。

- ア 次期計画の骨子（案）データ完成版纳品（令和９年７月２日まで）
- イ 次期計画の素案（案）データ完成版纳品（令和９年９月３日まで）
- ウ 次期計画の素案（案）80部納品（令和９年１０月中）
- エ 次期計画の完成版（案）納品（令和１０年１月１４日まで）
- オ 次期計画の完成版カラー冊子 100部納品（令和１０年３月１７日まで）
- カ 次期計画に関し、当院の決定機関である病院経営戦略会議に資料を提出のうえ出席し、次期計画の説明及び質疑応答の対応をする（計５日程度）
- キ 次期計画に関し、当院の附属機関である病院経営評価委員会に資料を提出のうえ出席し、質疑応答等に際し、職員への助言を実施する（計２日程度）

（４）全職員への経営意識の醸成

受託者は、全職員一丸となった経営改善を行うため、経営意識の醸成に資する取組を行うこと。また、以下の取組については、出席すること。

- ア 病院経営再生会議の運営支援（計９回）
- イ 病院経営再生会議に関連する３改革チームのファシリテーターを含む活動支援（計１２回）

（５）院長ヒアリングの企画・実行支援

院長ヒアリングとは、毎年度当初に実施するものであり、院長、副院長等と各所属長が前年度実績及び当年度目標の共有・確認を行うとともに、各部門が抱える課題、人員配置や医療機器等に関する要望について報告を行う場である。また、院長から年度内に重点的に取り組むべき事項や意識すべき方針等について指示を行う。

受託者は、院長ヒアリングをより効率的かつ効果的に実施するため、院長、副院長、看護部長及び病院経営部長に対するヒアリングを実施し、その結果を踏まえて令和９年度院長ヒアリングの企画立案及び実施支援を行うものとする。

また、院長ヒアリングで設定した目標や取組事項について、進捗確認及び評価が継続的に行われるよう、PDCAサイクルの確立に資する助言及び提案を行うものとする。

（６）その他経営改善等に資する会議における助言

受託者は、本業務の目的達成に向けて、病院が開催する経営改善に資する会議について、病院の求めに応じて出席し、専門的見地から助言及び提案を行うこと。

また、会議への出席にあたっては、単に提案を行うだけでなく、実行に向けて関係部署との調整支援及び進捗フォローを行い、実効性のある経営改善につなげること。

なお、契約期間中２０回程度は、経営改善に資する会議に出席するとともにおおむね２週間に１回程度、進捗状況を病院財務課へ報告に訪れること（出席・訪問が困難な場合は、双方協議の上、リモートでの出席も可とする）。

7 業務従事者

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 受託者は、本業務に精通しているもの（以下「業務従事者」という。）を選任して、従事させるものとする。
- (2) 業務従事者は、他病院（一般病床400床以上）の経営改善支援業務に従事した経験を有すること。
- (3) 業務従事者は、他病院（一般病床400床以上）の全般的な課題及び医療政策動向に精通しており、適切で迅速な情報共有ができ、かつ、客観的なデータや各種通知に従った提案を行える能力を有すること。
- (4) 業務従事者は、当院が抱える課題を抽出し、業務改善、課題解決等を行い、現場関与ができる力量を有すること。
- (5) 業務従事者は、当院職員との適切なアプローチ方法を心得ており、良好なコミュニケーションを取ることができる者であること。
- (6) 業務従事者は、総務省が提示する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」や厚生労働省が示す「診療報酬改定」、地域医療に係る動向、その他医療にかかわる政策、通知等に対し、公立病院への助言や改善支援を速やかに行える経験及び力量を有する者であること。
- (7) 受託者は、本業務の業務従事者に不測の事態が生じ本業務に支障が生じる恐れのあるときは、当院と協議の上速やかに代替者を配置すること。また、受託者は、業務を履行するにあたり事故が発生した場合は、速やかに当院に報告すること。

8 成果品等

本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品のデータ形式及び提出方法については、発注者と受託者が協議の上、決定する。また、本業務の成果品は、発注者が使用・公表することができること。

- (1) 現状分析及び課題整理報告書、経営改善提案書及び経営改善ロードマップ（令和9年6月30日、令和10年3月24日）
- (2) 収支シミュレーション資料の概算（令和9年6月30日まで）
- (3) 次期計画の骨子（案）データ完成版納品（令和9年7月2日まで）
- (4) 次期計画の素案（案）データ完成版納品（令和9年9月3日まで）
- (5) アクションプラン一覧（令和9年9月3日まで）
- (6) 収支シミュレーション資料（令和9年9月3日まで）
- (7) 次期計画の素案（案）80部納品（令和9年10月中）
- (8) 次期計画の完成版（案）納品（令和10年1月14日まで）
- (9) 次期計画の完成版カラー冊子100部納品（令和10年3月17日まで）

9 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。

受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報につき、「契約基準約款 別記 情報セキュリティ特記事項」の定めを順守するものとする。

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

本業務は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書は、別紙1のとおり。